

第2回山北町自治基本条例策定委員会 会議録

○日 時 平成23年9月2日（金） 午後3時から5時10分

○場 所 山北町役場401会議室

1 委員長あいさつ

基本条例素案に対する意見をまとめたので、議論をしてもらいたい。

2 町長あいさつ

台風被害が心配だが、今日は町の骨組みとなる基本条例が、将来の子どもたちに自然を残してあげたいとの意見の中、災害との関わり方や自然環境の保全の仕方等を含め、皆様の意見や提案を生かされるようお願いしたい。

3 議 事

(1) 報告

委員へのアンケート調査の中で、町職員アンケートの結果や先進自治体の運用状況について詳細に説明してもらいたいとの意見があったため、今回報告として（ア）、（イ）について改めて一括して説明する。

(ア) 山北町職員アンケートの結果について（資料1により事務局説明）

- ・ 調査対象については町一般事務職の職員だけでなく、幼稚園及び保育園の教諭・保育士も対象として、約150名を対象に実施したところ約130名の職員から回答を得た。
- ・ 町のよい面としては、水が豊かであること、行政サービスの中では子育て支援が充実している、地域コミュニティが残っているという点が多く意見を占めていた。
- ・ 山北らしさの中には、伝統行事を大切にしている、野山があり子どもが伸び伸び育つ環境と感じている職員がいた。
- ・ 町の悪い面としては、通勤通学の交通が不便であること、自然環境を生かした町づくりがされていない、自治会行事が多い、地域の結びつきが強い反面で外からの者が入りにくい（閉鎖的）等があった。
- ・ 自治基本条例に盛り込みたい項目の意見は資料1の①～⑥が多かった。町が施策を考える際に住民自ら参画してもらいたいという意見もあった。
- ・ 町民と行政が一体となって協働のまちづくりを進めるために必要なこととして、住民の中には役場に頼まれ、やらされていると感じているようなので、住民への意識啓発が必要と考えているようである。
- ・ 様々なイベントに参加して、町の良さを理解してもらいたい。

(イ) 条例施行先進自治体アンケート結果について（資料2により事務局説明）

- ・ アンケートをお願いした市町村は、人口5万人以内、HPのトップに「協働」の文字があるをキーワードに、無作為に抽出して依頼した。
- ・ 約30市町村に調査を依頼したところ、その内23市町村から回答があった。
- ・ 質問内容と回答について抜粋して説明する。

問1 条例施行後、行政や議会、住民に何か変化があったか

- ・ No.2、No.5では議会基本条例が制定されている。委員の皆さんからいただいた意見の中にもあったが、自治基本条例の制定の後、議会基本条例も制定された形となった。
- ・ No.7では、住民からも自治基本条例を意識した意見が出るようになった。
- ・ No.10では、行政の説明責任の観点から職員の意識改革がなされた。

問2 条例施行後の運用の課題

- ・ No.10では、少子高齢化が進行しているため、今後は各年代に応じたまちづくりへの参加について考えていく必要があるとの回答があった。
- ・ もっとも多かった回答はNo.15にもあるが、条例制定後、パンフレットを作成し周知を図ったが、なかなか関心を持ってもらっていないという課題があるということだった。途中経過をどのように知らせるか、条例議決後にどのような周知をしていくかというこれらの課題は事務局の仕事であると考えている。

問3 条例を制定する過程で工夫した点等

- ・ No.7では、取組みが可能な70点の条例を目指したという回答がある。山北町の条例も運用していく中で、使いやすく改正していくつもりであるため、これを目指した方が良いと考えている。
- ・ No.18では、前文について時事的表現はその後見直し検討材料となり得るため避けたとの回答がある。

問4 条例制定後に見直しを行ったか

- ・ 多くの自治体で、見直し規定を設ける等をして4～5年で見直しを実施しているという回答が目立った。

(2) 議題

(ア) 会議の公開について（事務局による説明）

- ・ 前回の会議で、本策定委員会は透明性を発揮していくべきという意見があったため議題とした。
- ・ 今回の会議資料を含めどこまでを公開とするかを決めてもらいたい。
- ・ 審議にあたっては、会議資料は町HPでの公表を前提に考えてもらいたい。

(イ) 前回会議の確認について（事務局による説明）

- ・ 第1回会議議事録の中で、P3～4が委員からの質疑となるため発言をした委員には特に目を通してもらいたい。

- ・ 本日の会議についても、どこまで公開するか判断が必要なので、本日の会議終了間に改めて議論していただく。

【質疑応答】

- 委員： 地方自治法の住民投票の質問をしたが、一般的な住民投票は拘束力はなかったはずだが、内容的に問題はないのか。
- 事務局： 今回議論している住民投票は、法律で位置づけられた住民投票とは違うということである。
- 委員： 他に意見がないため、議事録については良いということとするが、本日の会議終了間に、改めて公開部分を決めることとする。

(ウ) 山北町自治基本条例素案に対する各委員の意見、事務局の考え方について（資料3により事務局説明）

- ・ 前回の会議の後に各委員から多くの意見が述べられ、項目に分けると69項目に分けられた。
- ・ 本日の会議では今回決める項目と、次回以降に持ち越す項目とを分けることとして、今回出た意見を整理して次回の会議に望みたい。
- ・ 今回改めて質問票を用意したので意見を寄せてもらいたい。
- ・ 資料3に基づき条文ごとに委員からの意見と事務局の考えを説明するため、意見を出してもらった委員から考え方や付け加えがあれば発言してもらいたい。

【意見交換】

- 委員： 今日、全条をやるのか。
- 事務局： 一通りやりたいと考えているが議論が、多くなりそうな条項は全ての意見を聞いた中で、本日は結論を出さずに、次回に持ち越したい。

(前文)

- 事務局： 前文について、事務局としてNo.6はこのままとしたいが、その他については検討して決めてもらいたいという考えである。例えば「自然に」は削除した方が良いという意見が2人の委員から出ているので、これは削除した方が良い等の皆さんの意見をいただきたい。

補足になるが、前文について様々な指摘があり良いと思うが、何を取り込めばより分かりやすい条例になるのかを事務局だけで考えると役場的な発想になってしまうため、例えば大胆な表現とは人によりとらえ方が違うと思われる、山北町らしさが伝わりにくいというが、どうすれば伝わりやすくなるのか等について、意見をいただきたい。それを踏まえ事務局で知恵を絞って提案したい。

- 委員： 前文に縄文時代とあるが、縄文はあまりに古すぎる。「山北町」がなぜ「山北町」

になったのか等を書けば町民も理解しやすいのではないかと考える。

委員： 私も同様で、山北町をとらえるのに、どのようなキーワードを設定するのか、縄文が山北町のキーワードになるのかということである。山北町を表現しているものは多々あるが、その中で多く使われているものが、山北町の歴史を言い当てているのではないだろうか。その中で、自治基本条例に相応しいキーワード集を作って選ぶ方がやりやすいのではないか。ここは各個人の考え方でなく総意にならなければならない所であることから共通キーワードを出すべきと考える。

事務局： 前文は非常に大事な部分である。意見のあった前文のキーワード集は用意する。また、本日の会議の中で前文については決まらないと思うので、意見として述べていただきたい。

委員： 開成町の自治基本条例には開成町の由来があった。山北町の由来を頭に入れて考えてもらえればと思う。

委員： 山北町が観光として何を売っているかだと思う。町の観光は河村城址や洒水の滝、中川温泉で、案には縄文時代とあるが、住民の意識としては河村城址のあった時代からではないか。

委員： その他にイメージに結びつく意見はないか。

事務局： キーワードや山北の由来等を入れて、次の議論の対象となれると思うので、次回提案させてもらう。委員のいう清流に関してはいかがか。

委員： 清流も良いが、他に何かないだろうか。

委員： 言葉を選ぶのは重要だが、単に耳障りの良い言葉を羅列するより、今の人達の生活に結びつかれている、引き継がれた言葉、伝統的な言葉、イメージしやすい言葉等、今の人が感覚的に理解できる言葉を入れた方が良い。

委員： これまでの意見では、山北の由来、イメージ、伝統的なもの等、意見が大分出た。

事務局： ある程度絞り込んでもらえれば次回は具体的な話ができる。必ずしも、今日全ての結論がでなくてもきっかけになる。

委員： 前文は山北のイメージを出すこともひとつだと思うが、町をどうしていくかという自治基本条例の最初の宣言文でもある。この前文は2段階で構成されており、今までの議論は前半部分であるが、後半部分をどうするのかも重要である。

今、なぜ山北町が自治基本条例を策定するかを表現できると、他の町とはちょっと違う、山北町の特徴が出るのではないか。

例えば、震災の後で、自治の意義を問い直されるタイミングであり、そうした観点を含め自治基本条例を出すとなると価値が上がるのではないか。

委員： 山北町を訪れる人は、山北町が水源の町であるとして来町している。イメージアップにもつながる。「水源の森林 山北町」とした方が良いのではないか。他のものと合わせた方がイメージアップにもつながるのではないか。

委員： 渋川町では「日本の真ん中 緑の渋川」と書いた塔が立っていた。山北町も表題を作ってみたらどうかと思う。例えば、「日本の故郷 緑の山北」や、「水と緑の山

北町」のようにタイトルを大きく謳って見るのもどうかと思う。なぜ日本の故郷かと言うと、丹沢山塊は日本列島の雛形と言われているためである。

(第1条関係)

事務局： No.8、9の意見がでた。

委員： No.9について実現はまだやっていないこと、自治は既に実現されているため推進とした。これはもう一步進めるためという意味である。

委員： 現状をどのように認識するのだが、私は委員の意見に賛成する。

委員： 私も賛成する。

事務局： 自治の実現を、自治の推進へと修正する。

委員： No.8の意見については、前文とも関係するため、全体の中で判断してもらいたい。

事務局： 全体の中で決めさせてもらう。

(第2条関係)

事務局： 第2条ではNo.10、11の意見がでた。No.10の条例が憲法や法律に抵触する場合はどちらが優先されるのかという意見だが、これは憲法や法律が優先されることになる。条例は法律の範囲内で作れるということである。

No.11については、遵守とするか、最大限尊重とするかを判断して欲しいとの意見であるが、町民にとってどちらが分かりやすいかだと思う。

委員： No.11は言葉に対するイメージの問題だが、「趣旨」については「尊重」で「定める事項」については「遵守」という表現と理解しているが如何か。

事務局： 指摘のとおりで理念型条例のため、マナー等のように気持ちで片付くのが一番良い話である。そういう意味では尊重もあるが、条例で規定する以上は遵守の方が適当であると考える。

委員： 法律的な観点からは遵守だろうが、基本理念であり堅苦しいのではないか。

事務局： 意見はもっともだが、条例なので法律用語となる遵守としたい。また、内容は逐条解説の中で説明していくということで理解してもらいたい。

(第3条関係)

事務局： 第3条ではNo.12から15の意見がでた。No.12とNo.15については指摘のとおり修正し、No.14は資料にあるとおり、基本理念から基本原則に修正する。No.13は町の定義について資料5に他の自治体の定義を示した。山北町では個人だけでなく町内に事務所又は事業所を有する法人までを位置付けている。事業所まで含めているのは大井町も同じであり、山北町に係わる人は、この条例を尊重する気持ちをもって遵守してもらおうという意味合いとして範囲で決めており、これに追加する場合は茅ヶ崎市や厚木市のような表現になり、現状のままで特に支障がないと思う。

委員： No.14 については茅ヶ崎市での表現を参考とした。その他公益の増進に取り組むものとして各種団体がある。その活動が町の活力となりうるものを幅広くとらえ、条例を読んだ人がこのような活動をすれば自分も参加できると感じられるものが望ましい。

事務局： 現状の素案に付け加えるのも選択肢だが、逐条解説の中に含めることも方法である。

資料5の厚木市や大井町のまちづくりに資する各種団体ということを逐条解説の中に入れるのか、条文の中にこのような言葉を入れるのかという議論もあると思うので、次に持ち越すこととしたい。

委員： 次回に持ち越すこととする。

委員： 定義の問題で、資料4の第3条第2項の町について、一般的に町民及び議会及び執行機関によって構成されると地方自治法では明記されているが、それを書いたものか。

事務局： 具体的に書いたものである。基本的に地方自治法に則り書いてあるが、具体的な機関名までは書いていない。

町素案が多い作り方で、自治基本条例が一番上の条例となるため、本来は合わせる必要はないが、他の条例と混乱がないように、なるべく合わせる。ここに記載されることによって、地方自治法の機能が損なわれるものではなく特に支障はないと考える。住民が考える町とは役場のことをイメージする方が多い。

No.14 についてはいかがか。

委員： 基本理念を基本原則とするとのことだが、理念と原則は両方あっても良いと思う。基本条例のため、基本の目指す姿が見えていた方が分かりやすいことを考えると、基本事項を書いておくのは悪くないと思う。

事務局： 用語の定義や逐条解説の中に目指す自治の定義を参考に載せるという手はある。自治基本条例には基本原則は載っている。理念を前文に入れ込むという考え方もあるが、第3条については次回会議に持ち越しとしたい。

(第4条関係)

事務局： No.16 については事務局見解のとおりとしたい。No.17、18 は会議の中で検討してもらいたい。また、No.19 については前文の中から意見で出ているとおり、山北町には文化伝統があると共通した認識のようなので、基本的に入れることとしたい。

委員： No.19 は入れるということで良さそうである。No.17 で何かあるか。

委員： 何年か、まちづくりの各種事業に携わってきて、たくさんの資源や大事なものがある中で、活用しきれていないという現実を見てきたため、少しでも町民が意識をもってもらえればと思って書いた。役場のアンケートでも活用していることがないとの話もあり、そのように思う人は自分だけでなかったと思った。

事務局： 育んだからには活用するという一歩進めた考え方で良いと思う。採用ということではどうか。

⇒ 委員了承

(第5条関係)

事務局： No.20、21 は情報公開制度である。町では情報公開条例、個人情報保護条例を運用しているため、必要はないと考えている。情報公開については公開までの日数等も決まっており、正しく運用されている。また、行政情報は非公開を極力抑えて、情報は出していこうという流れにあるため、あえて規定することはないと考えている。

委員： 意見となるが、逗子市ではいかなる会議でも一週間以内に公開しており非常に早い。条文とは関係ないかもしれないが、公開情報の条例を柔軟に利用できないのか。条例を改正するなら別だが。

事務局： 情報公開は条例運用を上手く使えば良いと考える。

委員： 会議でも町民が同じ情報を得ることは非常に難しく、知らない間にできたということがある。

事務局： 理念型の下の個別条例の運用の中で対応しなければならないということがあると思える。

逗子市の場合は情報公開審査に係わる委員が常駐している。神奈川県でも逗子市ぐらいのものである。申請があがった時点で委員が判断できるため直ぐに対応できる。山北町の場合は大学教授や弁護士等5人の委員がいるが、頻繁に集まってもらってはできないということを理解願いたい。

委員： 住民の人数で考えると経費のこともあり難しいとは思う。

事務局： 情報公開とは透明性が一番重要と思う。

第6条については意見がなかったため、もしあれば連絡願いたい。

(第7条関係)

事務局： No.22 は納税の責務をあえて明文化したもので、日本全国で問題となっていることである。

委員： 山北町の納税率は95%と非常に高いと聞いたことがある。

事務局： 残りの5%が滞納であり、その5%の欠損があることで自治の基盤を脅かしている実態があるためである。5%は少ないと思うかもしれないが20人に1人が払っていないということである。そのような方が特に権利を主張するという全国的な事例がある。

町民の権利は保障するため、責務は果たしてもらおう。権利と責務・義務は表裏一体であると条例である以上は規定した方が良いという意味合いである。

No.23 については第2項に付け加えるか、新たに項を起こすことが考えられる。

委員： 町民の責務に関する条文なので、表現できる場がないかと考えた。

事務局： 事務局としては町民の責務として「まちづくりに誠実に努める」という言葉を入れることは遠慮した部分でもあり、行政としては一步引いて皆さんの議論を聞

いていたい。

委員： ルールとして自分たちがやることを表現することがいいかという、そういうことになる。

事務局： 運営主体側とすると非常にありがたい言葉で、協働のまちづくりの中で委員が発言された言葉は入っている。それをあえて町民の責務の中に明文化するかが議論になる。

委員： どこかに入っていれば良いと思う。

事務局： 新たに項を起こすのではなく、第2項に溶け込ませる形としたいので、意見をいただきたい。

(第8条関係)

事務局： No.24については、自治会等とあるため等の中で読めないかと考える。委員の意見は自治会だけではないという意味だと思うが、現状では自治会が中心になって動いている部分があるため、自治会を前面に出した方が良いと考えた。自治会が崩壊の危機等の様々な意見をいただいているが、新しい組織を作るのではなく、もう一度自治会を見直してまちづくりをしてもらいたいという考えで、あえて自治会という言葉を使っている。

No.25は権利と義務は表裏一体の関係があることから表現したものである。

No.26はまだ自治会を前面に出した方が良いと考えたためである。ここでは自治会を前に出すかについて意見をいただきたい。

委員： 自治会が山北町のキーポイントとなると思えるが、それだけの表現になっているのではないか。等とは何を指すのか。等の内容を想定しておく必要があるのではないか。

事務局： No.26にある自治会に変わる組織は今の段階では難しいと思うが、委員はどのように思うか。

委員： 実際には難しいと思う。少子化のため自治会の中に子どもが少ないため、子ども会の活動もストップしている地域もある。

(第9条関係)

事務局： No.27、28で意見をいただいている。No.27についてはNo.25と同じ考え方である。

No.28については事務局でも自治会が曲り角にきているとは捉えているが、具体的にどのような記載が相応しいかについて、意見をいただければと考えている。

参考だが大井町では住民は原則として自治会に加入しなければならないとしている。自治会に入る、入らないという部分を義務として書かなければならないのかという議論があったが、大井町で暮らしていくためには、例えば、ごみ出しを考えても、自治会に入っていなければ、ごみを捨てる権利がないという考え方に立脚して、大井町の住民となる方は認識をもって住んでもらいたいという強い意向があった。

先ほども話があったが、自治会なくして、まちづくりはならないということで、最終的には、かなり強い表現として盛り込んだという経過がある。

ある程度の実効性を持たせるためには、強行規定を入れておく必要があるのではないかと、罰則規定まで話に及んだが、やりすぎだろうという話になり、まずは町民の良識に委ねるという努力規定に留めたという経過がある。

委員：自治会に入る、入らないという問題の一步先の問題があると思う。例えば、高齢者やひとり親の場合、自治会の役職が回ってきても受けることができない。大井町では若い方がいるため、多少は無理を言えるかもしれないが、過疎地に近い山北町では難しいのではないかと思う。

もう一つは、自治会で役場の決めたことや実施することの周知は回覧板もあるかもしれないが、もう少し自治会に必要な説明をしてもらいたい。自治会の下には組があるが、自治会長が各地区への説明をしていない。組長も下に下ろさない。肝心な話が自治会長で止まってしまう。その辺をもう少し考えた方が良いと思う。

事務局：第9条については次回に持ち越しとする。

(第10条関係)

事務局：No.29、30の意見がある。

委員：協働とは町民からの意見を取り上げるのかというのが基本ではないかと思う。町に言っても何も取り上げてもらえなければ協働にならないということである。

事務局：協働のまちを目指すため、誠実に町長が業務を遂行しなければならないということである。基本的に協働をつくることは、協働でやるという考え方があることが前提となる。基本的に行政の機能を越えるものでない限り、行政から見て受け入れられないことはないはずである。ただし、全てを行政がやれるのかということと難しいため、行政と町民との役割分担ができるところがあるのかを対話しようということが前提にあるため、事務局見解としては受け入れられないということはあるが、基本的にこれからは協議、検討、実践をしていこうという立場にあるということである。町としてはやろうとしている。

委員：私がまちづくりの委員であった時に様々な意見を述べたが、都合の悪いことは切られ、できあがったものを見た時、自分の言ったものと大分違うと感じたことがあった。なぜ切られたのかを後から聞いてみると色々な意見があったようである。

事務局：つづいてNo.30だが、町長の責務については自治の独自性もあり細かく書くことはそぐわないと考えた。もし入れるなら例示して入れることになる。

委員：確かに入れる必要性はなく当たり前のことかもしれないが、全体の流れの中で、それぞれのまちづくりの主体の役目が見えるよう町長においても行政の長として、まちづくりにおいて責務を表現しておくことは町民の納得感も得られると思う。

事務局：町長の責務について、逐条解説の中に入れて案を作成するので継続とさせてもらいたい。今日は会議の公開方法や次回の日程等もあるため、区切ってもらいた

い。

委員：今日は他の議題もあるため、一旦区切ることにする。また、第10条は継続とする。

委員：区切りが良いように、第12条まで議論することとしたらどうか。

委員：今日は第12条までとする。

(第12条関係)

事務局：第12条ではNo.31は明文化するかを決めてもらう。No.32は先ほどの町長の責務の中に入れることにしたため、No.30と併せて入れるように案を考える。No.31は確かに必要かもしれない。

委員：町民公益活動とは、町民が地域の自治活動に参加することを考えている。こういうことが総括的に文章一つで総括できると思う。町民公益活動を町民に認識してもらえれば良いと思う。

事務局：No.31は次回に向けて案を作る。

委員：第7条の町民の責務の項目はどうするのか。

事務局：町が町民のために促す町の役割というレベルで入れると考えれば良いと思う。町民はまちづくり活動を支援する立場にあるということのを推し進めて公益活動とし、町民のまちづくり活動には公益性を伴わなければいけないという意味合いになってくるということである。

委員：町がどのように環境づくりに係わるのかということか。

事務局：そうである。今日は第12条までということで区切らせてもらいたい。質問表は用意してHPにも載せるため、今日の会議で気付いたことや、今日できなかった部分等で意見があれば意見を事務局に伝えてもらいたい。取りまとめの関係もあるため9月22日までに意見をいただきたい。

(2) 議題 (再審議)

(ア) 会議の公開について (事務局による説明)

- ・ 会議前半でも説明したが、会議の公開について改めて確認する。
- ・ 資料1及び2については回答者から開示についての了解を得ていないため開示しない。
- ・ 資料3については、策定委員の立場で意見を述べてもらっていることを踏まえ、開示の対象とする。ただし、公開の際は右欄にある委員の名前を削除する。
- ・ 資料4の条例の素案は第1回の策定委員会の内容とするため、6月時点の内容を公開対象とする。
- ・ 資料5は他市町の内容であるため、あえて公開することはない。
- ・ 議事録も公開対象とする。ただし、委員名は個人が特定できないようにするとともに、行政関係者は委託業者も含めて事務局として表記する。
- ・ よって第2回策定委員会分としては資料3、4とし、今日の会議録は次回の会議で

了解を得た後に出すこととする。

- ・ 第1回の策定委員会の内容については意見を聞いていないため出していないが、資料3の経過と資料5の素案として、これを出す。また、策定委員会の設置要綱も公開する。
- ・ 委員名簿は非公開とするかを伺いたい。

委員： 名簿は公開するか。

事務局： 名前を出してもらいたいという方はいるか。例えば充職名のみを載せる場合もあるが、要綱に基づき町民に何名入っていただき設置したというものもあるが、名簿については公開はしないとして良いか。

⇒ 委員了承

事務局： 今説明した内容は町のHPに掲載する。

3 その他

○ 次回の会議からは、町長、副町長の都合がつく時に出席してもらおうということで理解願いたい。

⇒ 委員了承

○ 山北町自治基本条例策定委員会の会議は、昼夜交互開催とする。第2回会議は昼間に開催したため、次回（3回）の会議は夜間開催とする。

○ 次回の会議の開催時期は、10月末から11月初めまでに開催する。

委員： 今日の神奈川新聞では自治条例の本格審議ということで横須賀市の記事がある。議会があまり知らなかったのかは分からないが、実際に議会で問題となって中々先に進まないようである。何が問題になるのかというと、常設型の住民投票である。議会や行政でも一番重要視されることだろうが、よく議論されていなかったようである。自治基本条例を策定委員会で議論している事実を議会にも知らせておいてもらいたい。

事務局： 議会については9月15日に行われる議会全員協議会で内容説明をする予定である。今後、住民投票や議会のあり方等は議論になると思う。議会の役割と議会のあり方を混同されている方もいる。議会の役割は自治基本条例でやるが、議会のあり方は議会基本条例で定めなければならない。それらを説明した中で、理解を得てこの会議にフィードバックさせて、スムーズに行くようにしたい。

委員： これにて第2回策定委員会を終了する。